

地震防災対策 1

地震防災対策の取り組み

1. 地震防災対策の必要性について

① 災害対策本部の設置基準

緊急医療活動を円滑に進める為に最も大切なこと

指揮命令系統を一本化

災害対策本部の設置

- ・ 災害対策本部の設置を決定する担当者を決めておきましょう。
- ・ 設置決定の担当としては、本部長となる病院長などが適任です。不在の場合の代行者も決めておきましょう。

◆ 災害対策本部の構成



・ 夜間・休日の場合は、上記構成の職員が参集するまで、当直責任者が本部長を代行するよう定めておきましょう。

◆ 災害対策本部の機能

◆ 災害対策本部の機能

- 医療機関全体としての意思決定機関（診療又は避難）
- 被害状況の収集と伝達（病院内、地域、被災地全体）
- 市町村災害対策（医療救護本部）、警察、消防等関係機関との連絡調整
- 医療救護班の受入、派遣の決定
- 施設の復旧と緊急資材の調達
- 保安体制の確立
- 院内各部門の連絡調整
- 平常時は災害対策委員会として機能

● 日ごろから、病院内の対策に対して検討。

● マニュアルの作成、改訂。

● 防災訓練の実施。

・ 準備体制で収集した情報に基づき、災害対策本部の設置を決定